

# あさかの逸品応募要領

## 1 応募期間

平成 26 年 9 月中旬から 10 月中旬まで

## 2 募集対象

朝霞の風土、歴史、素材などを生かした商品や、製法、品質、機能などの商品特性に優れた商品（消費者が容易に入手できる有形物であること）。

## 3 応募資格

認定の対象となる商品（一次産品や製品）の生産または製造・加工を行い、原則として市内に主たる事業所を有している事業者または団体等で、市内で実施されるイベント等への参加協力に応じられること。

## 4 応募方法

「あさかの逸品認定申請書」に必要事項を記入のうえ、参考資料として、応募する商品の写真やパンフレット、事業案内等を各2部添付して、「あさかの逸品選定実行委員会（朝霞市商工会内）」へ郵送または持参してください。

※申請書は、朝霞市商工会のウェブページからダウンロードすることができます。

※応募書類は返却しません。

※応募書類の内容については、選定審査以外に使用することはありません。また、特別なノウハウや営業上の秘密事項等については、応募者の責任で対応してください。

## 5 審査方法

あさかの逸品選定実行委員会が「①朝霞らしさ」「②独自性」「③信頼性」「④地元（生活者）の声」の4つの審査をします。

※必要に応じて事業所等の現地調査を行う場合があります。また、関係機関に意見を求めることがあります。

※地元の声の中には、市内にある学校（学生）の声も含まれます。

## 6 認定

あさかの逸品選定実行委員会が認定します。認定期間は2年間です。2年経過した時点で、更新のための審査を実施します。

また、認定を受けた事業所・または団体等は、広告宣伝費等として、10,000 円の納入をお願いします。

## 7 注意事項

・あさかの逸品としてPRする場合、商品の権利や商品の内容について、あさかの逸品選定実行委員会が保証するものではありません。

・あさかの逸品について、商標登録や著作権、肖像権などに関して紛争が生じた場合は、当事者間で解決することとし、あさかの逸品選定実行委員会は一切の責任を負いません。

## 8 応募・問い合わせ先

あさかの逸品選定実行委員会（朝霞市商工会内）

〒351-0033 埼玉県朝霞市大字浜崎669番地1

TEL 048-470-5959 FAX 048-470-5960 電子メールアドレス:info@asaka-sci.or.jp